

密集市街地総合防災事業事務処理要領

平成 27 年 4 月 9 日 国住市第 5 号
国都安第 8 号
国土交通省都市局長・住宅局長通知

密集市街地総合防災計画の策定等、密集市街地総合防災事業補助金の交付申請等、密集市街地総合防災事業補助金の実績報告、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、「国土交通省所管補助金等交付規則」（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「交付規則」という。）、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和 34 年 4 月 1 日付け建設省発会第 107 号建設事務次官通知。以下「工事設計書通知」という。）、「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（平成 16 年 4 月 1 日国住市第 350 号。以下「制度要綱」という。）及び「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」（平成 16 年 4 月 1 日国住市第 352 号。以下「交付要綱」という。）その他の特別の定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、この要領において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、適正化法、適正化法施行令、交付規則、工事設計書通知、制度要綱及び交付要綱において使用する用語の例によるものとする。

第 1 章 密集市街地総合防災計画の策定等

第 1 密集市街地総合防災計画の策定又は変更

密集市街地総合防災協議会の代表は、別記様式 3 に掲げる図書を整えることにより、密集市街地総合防災計画を定めることができる。また、策定した密集市街地総合防災計画の内容に変更が生じた場合、密集市街地総合防災計画を変更することができる。

第 2 密集市街地総合防災計画の協議及び提出

密集市街地総合防災計画を定める密集市街地総合防災協議会の代表は、別表第 1 に掲げる図書を整えて、国土交通大臣に協議の上、提出しなければならない。

第 3 密集市街地総合防災計画の変更の提出

密集市街地総合防災協議会の代表が密集市街地総合防災計画を変更して提出しようとする場合は、制度要綱第 23 第 7 項の規定により、第 2 に定めるところに準じて行うものとし、変更前と変更後の違いを明示した図書を添付するものとする。

第4 提出等の方法

密集市街地総合防災事業（以下「補助事業」という。）に係る本要領前項までに規定する事務の申請その他事業の遂行に関連して必要なものとして国土交通大臣、都市局長又は住宅局長に提出される書類（都市再生機構の施行に係るものを除く。）は、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長を経由して行うものとする。

第5 その他

密集市街地総合防災計画等の届出書等の体裁は、A4版（図面はA3版折込み可能）によることとする。

第2章 密集市街地総合防災事業補助金の交付申請等

第6 補助金の交付申請の手続

- 1 交付要綱第8に基づき行う密集市街地総合防災事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請は、国土交通大臣あての密集市街地総合防災事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を原則添付し、これらを提出して行うものとする。
 - 一 補助金を充てて施行しようとする補助対象事業の概要を示す図面
 - 二 補助金を充てて施行しようとする補助対象事業に、補助金、一般財源及び地方債（地方道路整備臨時貸付金を含む。以下同じ。）以外の財源を充てようとするときは、事業費財源表
- 2 交付申請書は、地方整備局長等（地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県及び指定市（以下「都道府県等」という。）以外の地方公共団体等が施行する事業等については、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 市町村（指定市を含む。）は、都道府県が一定の費用負担をすることを条件に補助金が交付される補助対象事業について交付申請をするときは、交付申請書に都道府県が当該費用負担に同意している旨を証する書類を添付するものとする。
- 4 地方整備局長等は、第2項本文の規定により提出を受けた交付申請書について、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、密集市街地総合防災事業補助金交付申請進達書（以下「進達書」という。）に提出を受けた交付申請書を添付し、これを国土交通大臣に提出するものとする。
- 5 都道府県知事は、第2項ただし書の規定により提出を受けた交付申請書について、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、密集市街地総合防災事業補助金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）に提出を受けた交付申請書を添付し、これを地方整備局長等に

提出するものとする。

- 6 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により報告書の提出を受けたときは、進達書に当該報告書を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

第7 補助金の交付決定の変更申請

- 1 交付決定を受けた補助金について、交付決定単位ごとの交付決定額、補助金を充てる要素事業に要する経費の配分又は補助金を充てる事業の内容を変更しようとするときは、国土交通大臣あての密集市街地総合防災事業補助金交付決定変更申請書（以下「交付決定変更申請書」という。）に、原則、第6第1項各号に定める書類を添付し、これらを提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。
- 2 第6第2項から第6項までの規定は、前項の交付決定の変更申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定変更申請書」と、第6第4項中「密集市街地総合防災事業補助金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金交付決定変更申請進達書（以下「変更申請進達書」という。）」と、第6第5項中「密集市街地総合防災事業補助金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金交付決定変更申請（市町村）報告書（以下「変更申請（市町村）報告書」という。）」と、第6第6項中「報告書」とあるのは「変更申請（市町村）報告書」と、「進達書」とあるのは「変更申請進達書」と読み替えるものとする。
- 3 密集市街地総合防災計画に定められた補助対象事業については、補助金を充てる要素事業に要する経費の費目間の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第1号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更申請を要しない。
- 4 密集市街地総合防災計画に定められた補助対象事業については、密集市街地総合防災計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第8 補助金を充てて施行する要素事業の完了予定期日の変更

- 1 補助金を充てて施行する要素事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、要素事業に関する国土交通大臣あての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、補助金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6箇月以内であるものをしようとするときは、この限りでない。
- 2 第18に定める年度終了実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了実績報告書の写しを前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うものとする。
- 3 第6第2項から第6項までの規定は、第1項に規定する要素事業の完了予定期日の変

更の報告の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「要素事業の完了予定期日変更報告書」と、第6第4項及び第5項中「違反せず、金額の算定に誤りがない」とあるのは「違反しない」と、「補助金を交付すべき」とあるのは「完了予定期日の変更がやむを得ない」と、第6第4項中「密集市街地総合防災事業補助金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金完了予定期日変更報告進達書（以下「変更報告進達書」という。））」と、第6第5項中「密集市街地総合防災事業補助金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。））」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金完了予定期日変更報告（市町村）報告書（以下「変更報告（市町村）報告書」という。））」と、第6第6項中「報告書」とあるのは「変更報告（市町村）報告書」と、「進達書」とあるのは「変更報告進達書」と読み替えるものとする。

- 4 第1項に規定する完了予定期日の変更が経費の配分又は事業の内容の変更（適正化法第7条第1項第1号又は第3号の軽微な変更該当するものを除く。）に伴うものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、第7第1項に規定する交付決定変更申請書に、完了予定期日を変更しようとする旨を記載して、これを提出するものとする。

第9 工事設計書等の作成、費目の内容及び算定方法

- 1 第6の交付申請又は第7の交付決定の変更申請を行おうとするときは、補助金を充てて施行しようとする事業ごとに、事業費の内訳を明らかにしておくものとする。
- 2 前項の規定により作成した事業費の内訳を明らかにした書類は、原則、交付申請又は交付決定の変更申請に当たっては、提出を要しない。
- 3 第1項の事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、別表第3に定めるとおりとする。
- 4 第1項の事業費の内訳を作成する際の要領及び基準は、工事設計書通知を参考にするものとする。
- 5 第1項の事業費の内訳を作成する際に用いる設計単価及び歩掛について、前項に規定する要領及び基準により難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案した適正な単価又は歩掛等を用いて算出することができる。この場合は、算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を事業費の内訳に添付しておくものとする。

第10 補助金の交付決定の取消申請

- 1 補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付の決定の取消を申請しようとするときは、国土交通大臣あての密集市街地総合防災事業補助金交付決定取消申請書（以下「交付決定取消申請書」という。）を提出して、交付決定の取消申請を行うものとする。
- 2 第6第2項及び第4項から第6項までの規定は、前項の交付決定の取消申請の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定取消申請書」と、第6第4項中「密集市街地総合防災事業補助金交付申請進達書（以下「進達書」という。））」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金交付決定取消申

請進達書（以下「取消進達書」という。））」と、第6第5項中「密集市街地総合防災事業補助金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。））」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金交付決定取消申請（市町村）報告書（以下「取消申請（市町村）報告書」という。））」と、第6第6項中「報告書」とあるのは「取消申請（市町村）報告書」と、「進達書」とあるのは「取消申請進達書」と読み替えるものとする。

第11 申請書等の様式

第6から第10までに定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

一 交付申請書	参考様式第1
二 報告書	参考様式第2
三 進達書	参考様式第3
四 交付決定変更申請書	参考様式第4
五 変更申請（市町村）報告書	参考様式第5
六 変更申請進達書	参考様式第6
七 要素事業の完了予定期日変更報告書	参考様式第7
八 変更報告（市町村）報告書	参考様式第8
九 変更報告進達書	参考様式第9
十 事業費財源表	参考様式第10
十一 交付決定取消申請書	参考様式第11
十二 取消申請（市町村）報告書	参考様式第12
十三 取消申請進達書	参考様式第13

第12 一括設計審査（全体設計）

- 1 補助金を充てて施行しようとする要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2カ年度以上にわたる工事を施行する場合は、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができる。これを変更する場合も同様とし、事業費（全体設計額）の総額の変更については、変更の申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けようとするときは、交付申請前に、一括設計審査（全体設計）申請書並びに一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出するものとする。
- 3 一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等の作成する際の要領及び基準は、第9第1項の規定により、交付申請又は交付決定の変更申請に際して作成する場合の要領及び基準に準じるものとする。なお、施行年度毎に区分して作成する必要はない。
- 4 一括設計審査（全体設計）の申請に関する前2項の規定は、一括工事設計書（全体設計書）の変更の申請について準用する。この場合において、第2項中「一括設計審査（全体設計）申請書」とあるのは「一括設計審査（全体設計）変更申請書」と読み替えるものとする。

- 5 一括設計審査（全体設計）（変更の審査を含む。）を受けた要素事業については、各年度の補助金の交付申請又は交付決定の変更申請に当たって、第9第1項の規定にかかわらず、事業費の内訳を明らかにした書類を作成することは要しない。ただし、当該要素事業について、一括設計審査（全体設計）の変更の審査を受けずに事業費の内訳を変更している場合には、この限りでない。
- 6 第6第2項ただし書及び第5項の規定は、市町村が行う一括設計審査（全体設計）の申請又はその変更の申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「一括設計審査（全体設計）申請書」と、第6第5項中「補助金の交付が法令」とあるのは「法令」と、「補助金を交付すべき」とあるのは「承認すべき」と、「密集市街地総合防災事業補助金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）」とあるのは「一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書」と読み替えるものとする。
- 7 第2項、第4項及び前項に定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。
 - 一 一括設計審査（全体設計）申請書 参考様式第14
 - 二 一括設計審査（全体設計）変更申請書 参考様式第15
 - 三 一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書 参考様式第16

第13 指導監督交付金の交付申請

- 1 指導監督交付金（交付要綱第13に規定する指導監督交付金をいう。以下同じ。）の各費目の区分及び内容は、別表第4のとおりとする。
- 2 指導監督交付金の交付を受けようとするときは、国土交通大臣あての密集市街地総合防災事業補助金（指導監督交付金）交付申請書（以下「指導監督交付金交付申請書」という。）を提出して、交付申請を行うものとする。
- 3 交付決定を受けた指導監督交付金について、交付決定額を変更しようとするときは、国土交通大臣あての密集市街地総合防災事業補助金（指導監督交付金）交付決定変更申請書を提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。
- 4 第6第2項（ただし書を除く。）及び第4項の規定は、第2項の指導監督交付金の交付申請又は前項の交付決定の変更申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「指導監督交付金交付申請書」と、第6第4項中「第2項本文」とあるのは「第13第3項において準用する第6第2項本文」と、「密集市街地総合防災事業補助金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金（指導監督交付金）交付申請進達書」と読み替えるものとする。
- 5 前3項に規定する申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。
 - 一 指導監督交付金交付申請書 参考様式第17
 - 二 指導監督交付金交付申請進達書 参考様式第18
 - 三 指導監督交付金交付決定変更申請書 参考様式第19

第14 国庫債務負担行為を設定する場合の特例

- 1 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業について、第6第1項に規定する交付申請、第7第1項に規定する交付決定の変更申請又は第10第1項に規定する交付決定の取消申請を行うときは、設定された限度額及び年割額に沿って、当該要素事業に各年度の年割額の補助金を充当することが明らかになるよう、国土交通大臣あてに提出する申請書において、国庫債務負担行為を設定して行う要素事業を他の要素事業と区別して記載するとともに、備考欄に年割額を記載するものとする。
- 2 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業については、第7の規定にかかわらず、交付申請書に記載した各年度の年割額を変更することができない。
- 3 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業について、国庫債務負担行為の設定期間の最終年度に限度額及び年割額に変更の必要が生じた場合は、速やかに国と協議し、交付決定の変更に係る所定の手続を行うものとする。

第15 その他

- 1 交付決定単位は、密集市街地総合防災計画ごとを基本に、制度要綱第24第9項の補助対象たる地方公共団体等とする。
- 2 交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。また、都道府県において、交付申請書の受理後、国土交通大臣あての報告をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

第3章 実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等

第1節 実績報告書

第16 完了実績報告

- 1 適正化法第14条の規定に基づく補助事業の実績報告書については、交付規則第9条によるほか、本節の規定により取扱うものとする。
- 2 完了実績報告書は、交付規則第9条第1項の規定により、補助事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、都道府県知事）に提出することとされているが、特にやむを得ない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。なお、いわゆる施越工事等で補助金の交付の決定日において事業の全部が完了しているものに係る完了実績報告書については、交付決定日をもって完了の日とみなして前記期日までに提出するものとする。
- 3 前項に規定する完了実績報告書は、第21第2項の第一号から第四号に掲げるとおりとし、その添付書類は第五号から第九号に掲げるとおりとする。

第 17 廃止実績報告書

廃止実績報告書は、補助事業の廃止の承認を受けたとき（事情変更による交付決定の取消しがあった場合において、すでに実施したものがあるとき）に提出する報告書をいい、その取扱いについては、完了実績報告書の取扱いに準ずることとする。

第 18 年度終了実績報告

- 1 交付規則第 9 条第 2 項の規定により、当該報告に係る交付決定の所属会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、都道府県知事）に提出するものとする。なお、記載事項について提出後に変更があった場合は、6 月 30 日までに訂正のうえ再提出するものとする。
- 2 交付規則第 9 条第 2 項の規定により年度終了実績報告書に添付することとされている補助金受入調書については、完了実績報告の様式と同様とする。

第 19 残存物件等

- 1 適正化法施行令第 4 条の規定及び「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省発会第 74 号。以下「残存物件通知」という。）によるほか、第 3 章第 2 節の規定により取扱うものとする。
- 2 残存物件等に係る返還金を国に納付するとき又は残存物件等を継続使用するときは、第 3 章第 2 節の規定により、完了実績報告にあわせて申請するものとする。

第 20 その他（実績報告書）

密集市街地総合防災事業補助金の交付のない年度においても、密集市街地総合防災計画に記載した補助対象事業を遂行した場合においては、当該補助対象事業が完了したときには、当該年度に完了した補助対象事業を取りまとめて完了実績報告書を提出するものとする。

第 21 実績報告書の様式

- 1 報告書の提出部数は 1 部とし、様式の規格は A4 とする。
- 2 第 16、第 17、第 19 及び第 20 に定める完了実績報告書及び添付書類は、次の各号に定める様式により作成するものとし、提出の際は、各号に掲げる順に編集するものとする。

一 完了実績報告書	参考様式 20
二 完了実績総括表	参考様式 21-1
完了実績総括表（用地国債分）	参考様式 21-2
三 完了事業箇所別精算額表	参考様式 22
四 補助金受入調書	参考様式 23
五 残存物件調書	} 第 3 章第 2 節 第 31 に規定 する様式による
六 残材料調書	
七 発生物件調書	

- | | |
|----------------|----------|
| 八 指導監督交付金精算額調書 | 参考様式 2 4 |
| 九 完了箇所図 | 参考様式 2 5 |
- 3 第 1 8 に定める年度終了実績報告書の様式は、参考様式 2 6 により作成するものとする。

第 2 2 電磁的記録による提出

- 1 完了事業箇所別精算額表（参考様式 2 2）及び年度終了実績報告書の一部（参考様式 2 6 の別表）については、それぞれ電磁的記録をもって作成し、第 1 6 又は第 1 8 に定める手続きのほか、各様式を含む報告書の提出期日までに、電磁的方法により、地方整備局等（地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）（都道府県及び指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、都道府県）に提出するものとする。
- 2 前項の規定に基づき、電磁的記録の提出を受けた都道府県は、当該電磁的記録について、速やかに、電磁的方法により地方整備局等に提出するものとする。
- 3 前 2 項の規定に基づき、電磁的記録の提出を受けた地方整備局等は、当該電磁的記録について、速やかに、電磁的方法により国土交通本省に提出するものとする。

第 2 節 残存物件等の取扱い

第 2 3 残存物件等の意義及び範囲

- 1 残存物件等とは、残存物件及び発生物件をいう。
- 2 残存物件とは、補助事業により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料（次年度の事業に使用するため購入又は製造した材料を除く。）で、当該補助事業完了の際残存しているものをいう。
- 3 前項にいう備品とは、原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1 個又は 1 組の取得単価 5 0, 0 0 0 円以上のものをいう。
- 4 発生物件とは、補助事業により附随的に発生した物件をいう。例えば
 - 一 容器こみ価格で購入したセメント、アスファルト等の空袋、空罐等
 - 二 水路、護岸等の改修により取壊した石積の築石等
 - 三 橋梁架替事業において撤去した旧橋の廃材（ただし、旧橋撤去費を補助対象とした場合に限る。）
 - 四 軌道補修事業等において撤去される板石等（ただし、補助事業者においてこれを処分する権限のあるものに限る。）
 - 五 土地区画整理事業による移設工事において撤去した水道管その他の材料等

第 2 4 補助金の返還

- 1 残存物件については、第 2 5 により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該補助事業の国費率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 2 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使

用に係る補助事業の完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る補助事業の完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した補助事業の国費率を乗じて得た額を返還すべきものとする。

- 3 前項の規定による返還金は、適正化法第7条第2項の規定による条件に基づく納付金として取り扱うものとする。
- 4 物件を1以上の補助事業の経費と共同して取得した場合には、当該物件の残存価額は、当該補助事業及び経費を分担した各補助事業（以下「共同取得事業」という。）の費用の割合に応じて按分するものとする。
- 5 残存価額は、備品については、取得価額に残存価額率を乗じて得た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が耐用年数を満了した場合には、取得価額の10%相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価値を相殺するものとする。
- 6 残存価額率及び耐用年数については、残存物件通知別表第1及び別表第2を使用するものとする。
- 7 取得価額は、原則として現地渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上されている場合には、これらの費用を控除したものとする。
- 8 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、国土交通大臣がやむを得ないと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。
- 9 備品に係る返還金を国に納付する際には、残存物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。これに対し、地方整備局長等（都道府県又は指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、都道府県知事）は、原則として補助金の額の確定の際あわせて返還命令書を交付するものとする。
- 10 残材料に係る返還金を国に納付する際には、残材料調書を作成し、前項の備品と同種の方法によるものとする。

第25 継続使用

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、残存物件継続使用承認申請書を地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、都道府県知事）に提出し、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額500,000円未満のもの又は取得価額500,000円以上のもので残存価額が100,000円未満のものについては、あらかじめ国土交通大臣の承認があったものとする。
- 2 継続使用が認められるのは、補助事業者が同一である補助事業に限るものとする。
- 3 1以上の補助事業の経費と共同して取得した物件は、補助事業又は共同取得事業において継続使用し得るものとする。
- 4 残存物件のうち備品を翌年度の補助事業又は共同取得事業に継続使用しようとする

きは、残存物件調書を作成し、完了実績報告書とともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。

- 5 残存物件のうち残材料を翌年度の補助事業又は共同取得事業に使用するときは、残材料調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、第18第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

第26 備品の使用期間の計算方法

- 1 当該備品を取得した日の属する月から、補助事業（継続使用の場合にあつては、継続使用に係る最終の補助事業又は共同取得事業）の完了した日の属する月（精算事務処理に必要な備品については、当該補助事業に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- 2 補助事業により中古品を取得した場合においては、国土交通大臣がやむを得ないと認めるときに限り取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

第27 物件の滅失又は毀損の場合の措置

- 1 取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損したことにより使用不可能になったときは、補助事業者の負担において代わるべき物件を補充する場合を除き、補助金の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可となった日の属する月までのものとして算出するものとする。
- 2 前項の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、国土交通大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については使用されたものとみなすことができるものとする。

第28 残存物件台帳の整備

- 1 補助事業者は、残存物件台帳を整備しておかなければならない。
- 2 残存物件台帳の保存期間は、残存物件に係る補助金返還命令書の交付を受けた時、又は材料についてはその全部を使用したとき、備品については使用期間が耐用年数を満了したときまでとする。

第29 発生物件の取扱い

- 1 発生物件がそのまま再利用可能なものは極力当該年度の補助事業又は共同取得事業に使用することとし、なお残存する場合には、翌年度の補助事業又は共同取得事業に再使用することができるものとするが、再使用不可能なもの及び再使用しないものは売却処分又は評価してその額を決定し、当該物件の発生した事業の事業費（控除額の控除後）より控除するものとする。
- 2 発生物件を再使用する場合には、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付する

とともに、第18第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

- 3 発生物件を再使用しない場合には、速やかに売却処分して、売却額から売却処分に要した費用を差し引いた額を決定し、また売却処分をしない場合には専門業者2人以上の鑑定により評価し、鑑定に要した費用を差し引いた額を決定し、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。

第30 その他（残存物件等の取扱い）

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく補助事業又は共同取得事業に継続使用するものとする。
- 2 国土交通大臣は、特別の事情によりこの通知により難いと認める物件については、残存価格を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは継続使用の範囲に関し、特例を設けることができる。

第31 残存物件調書等の様式

第23から第29までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 残存物件継続使用承認申請書	参考様式27
二 残存物件調書	参考様式28
三 残材料調書	参考様式29
四 発生物件調書	参考様式30
五 残存物件台帳	参考様式31
六 残存物件継続使用承認書	参考様式32

第3節 額の確定の取扱い

第32 補助金の額の確定及び通知

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第1節の規定により完了実績報告書を受理したときは、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、適正化法第15条の規定により補助金の額を確定し、額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 地方整備局長等又は都道府県知事は、密集市街地総合防災事業補助金の交付のない年度において、完了実績報告書を受理した場合には、完了実績報告書に記載した補助対象事業が密集市街地総合防災計画に基づき適切に遂行されたものであるかを確認し、補助金額0円として額の確定を行うこと。

第33 補助事業の是正命令

地方整備局長等又は都道府県知事は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適

正化法第16条第1項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第16の取扱いとなる。

第34 補助金の返還命令

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定により補助金の返還を返還命令書により命ずるものとする。なお、この場合の納付期限は、補助金の額の確定の日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で適宜返還期限を定めることができる。
- 2 返納命令により発生した債権については、地方整備局長等又は都道府県知事は、債権発生通知書により債権の発生通知をするものとする。

第35 残存物件等の取扱い

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第1節の規定により残存物件継続使用承認申請書について提出を受けた場合には、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうかを確認した上で、残存物件継続使用承認申請進達書又は残存物件継続使用承認申請(市町村)報告書に、提出を受けた残存物件継続使用承認申請書を添付し、これを国土交通大臣又は地方整備局長等に提出するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より残存物件継続使用承認申請(市町村)報告書の提出があった場合は、残存物件継続使用承認申請進達書に当該報告書を添付の上、これを国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 補助金により取得した残存物件で翌年度の補助事業に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについては、地方整備局長等又は都道府県知事は、交付条件により当該残存物件の残存価額等に取得時の国費率を乗じて得た金額を返還命令書により返還を命ずるものとする。また、補助事業又は共同取得事業に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについても同様の扱いとする。

第36 国土交通大臣等への報告

地方整備局長又は都道府県知事は、補助金の額の確定を行った場合は、額確定報告書又は額確定(市町村)報告書により、速やかに国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より市町村事業の額の確定の報告があった場合は、写しを添付の上、額確定(市町村)報告に係る報告書により、国土交通大臣に提出するものとする。

第37 額確定通知書等の様式

第32から第36までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 額確定通知書	参考様式 3 3
二 是正命令書	参考様式 3 4
三 返還命令書	参考様式 3 5
四 債権発生通知書	参考様式 3 6
五 残存物件継続使用承認申請進達書	参考様式 3 7
六 残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書	参考様式 3 8
七 額確定報告書	参考様式 3 9
八 額確定（市町村）報告書	参考様式 4 0
九 額確定（市町村）報告に係る報告書	参考様式 4 1

第 4 節 財産処分承認基準等

第 3 8 財産処分承認申請手続の原則

- 1 補助事業における適正化法第 2 2 条の規定に基づく財産処分（補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産で、適正化法施行令第 1 3 条各号に定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認については、適正化法、適正化法施行令及び交付規則のほか、本節の規定により取扱うものとする。
- 2 地方公共団体等が財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書を地方整備局長等あて提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 地方整備局長等は、前項の承認に当たり、別表第 5 に掲げる財産処分の区分に応じて、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表第 5 に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。
- 4 地方公共団体等は、第 2 項の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

第 3 9 財産処分承認申請手続の特例（包括承認）

- 1 地方公共団体等が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合又は河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合には、第 3 8 第 2 項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有

償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

- ① 補助対象事業の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した補助対象財産の処分
 - ② 補助対象事業の完了後10年を経過していない補助対象財産を処分する場合であつて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分
 - ③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった補助対象財産の取壊し又は廃棄
- 2 地方公共団体等が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であつて、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
- ① 交換 交換により取得される財産は適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
 - ② 無償貸付け 使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること
- 3 地方公共団体等は、第1項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

第40 間接交付の場合の財産処分の取扱い

- 1 地方公共団体の間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、地方公共団体の承認を受けるべき旨の間接交付条件を付している場合であつて、間接補助事業者の財産処分の承認にあたり当該財産処分に係る間接補助金の全部又は一部の返納を条件とした場合には、地方公共団体は、財産処分報告書（間接交付）を地方整備局長等あて提出するものとする。
- 2 地方公共団体が間接補助事業者から前項の規定による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第41 その他（財産処分承認基準等）

- 1 地方整備局長等は、第38から第40までにより地方公共団体等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 地方公共団体等が、第38第2項又は第39第1項により財産処分の承認を受けた補助対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において補助事業により計画した場合には、地方整備局長等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助金の交付について慎重に検討しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、必要に応じ、第38第2項又は第39第1項により財産処分を承認した補助対象財産の利用状況について、地方公共団体等から報告を求めることができる。
- 4 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないも

のとする。

- 5 処分制限期間が10年未満である補助対象財産における第39第1項②の運用は、この処分制限期間内とする。
- 6 交付規則別表第3に定める処分の制限を受ける期間は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金交付要綱」という。）第6第一号に定める下水道事業及び都市公園・緑地等事業等事業に係る財産の処分の制限について準用する。この場合において、「下水道事業費補助」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金（下水道事業に係るものに限る。）」と、「公園事業費補助」とあるのは「密集市街地総合防災事業補助金（都市公園・緑地等事業に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 7 制度要綱第12において対象とする住宅等については、この節の規定は適用しないものとする。

第42 財産処分承認申請書等の様式

第38から第40までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- | | |
|-----------------|--------|
| 一 財産処分承認申請書 | 参考様式42 |
| 二 財産処分報告書 | 参考様式43 |
| 三 財産処分報告書（間接補助） | 参考様式44 |
| 四 財産処分承認書 | 参考様式45 |

別表第 1

区 分	必 要 な 図 書	図書の形式
密集市街地総合防災計画届出書	1. 密集市街地総合防災計画（変更）届出書	別記様式第 1
密集市街地総合防災計画変更書	2. 整備地区概要書	別記様式第 2
	3. 密集市街地総合防災計画書	別記様式第 3
	4. 整備地区位置図	別表第 2
	5. 整備地区区域図	別表第 2
	6. 整備地区計画図	別表第 2
参考図書	1. 変更概要書	別記様式第 4
	2. 変更前・変更後対比書	別記様式第 5

別表第 2

図書の種類	縮 尺	記 載 事 項
整備地区位置図	概ね 1/25,000 以上	整備地区を朱線で明示し、地区外に施行地区が存する場合は、区域外施行地区の位置を黒線で明示すること。また、都市計画区域、都市計画における地域地区、都市計画施設及び主要な公共施設を表示すること。
整備地区区域図	概ね 1/10,000 以上	整備地区を朱線で明示すること。 重点整備地区を青線で明示すること。
整備地区計画図	概ね 1/10,000 以上	1. 区域図をベースにし、整備地区、重点整備地区を明示すること。 2. 色の塗り分け等により計画的な土地利用の考え方を明示すること。 3. 基幹的公共公益施設等の整備構想を明示すること。 4. その他居住環境の整備、住宅の供給を進める上で必要な計画、構想等を図示すること。

別表第3

事業費の区分及び内容

費目	科目		説明
	節	区分	
本工事費			事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事、工事を施行するために必要な見張所、倉庫等（以下「工事関連施設」という。）の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地、工事関連施設の借料、工事関連施設の建物に係る敷地の買収料及び借料とする。ただし、請負施行の場合は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。
内 訳	原 材 料 費	工 事 材 料 費	本工事に直接必要な鋼材、セメント、砂利、木材等の工事材料費である。
	需 用 費	燃 料 費	本工事に直接必要な石炭、木炭、燃料油、動力費、電気料、水道料、ガス料、消耗器材費等である。
		光 熱 費	
		消 耗 品 費	
	役 務 費	通 信 運 搬 費	本工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃、労務者の輸送費等である。
		保 管 料	本工事に直接必要な諸資材の保管料である。
	使 用 料 及 び 賃 借 料		本工事に直接必要な諸資材の材料置場用土地、建物等の使用料又は賃借料である。
工 事 請 負 費		本工事の全部又は一部を請負で施行する場合の経費である。	
委 託 料		本工事の全部又は一部を委託（事務費等の間接経費を含む。）する場合の経費である。	

費目	科目		説明
	節	区分	
附帯工事費			補助事業者等が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、本工事費の内容に相当する部分の経費（他の経費はそれぞれの該当費目に計上する。）の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合においては、当該附帯工事の工事費（測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費及び工事雑費の相当額を含む。）及び事務費の総額とする。
内 訳	負担金、補助金及び交付金 原 材 料 費 需 用 費 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 工 事 請 負 費 委 託 料	負 担 金	<p>附帯工事の施設の管理者が施行する場合に附帯工事負担金として支出する経費である。</p> <p>補助事業者が自ら直営又は請負によって施行する場合の経費であって、その内容は本工事費の例に準ずる。</p>
測量設計費			工事を施行するために必要な測量、試験、観測、設計、点検及び調査等に要する費用とする。
内 訳	原 材 料 費 需 用 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 委 託 料 工 事 請 負 費	消 耗 品 費 修 繕 費 機 械 器 具 費	<p>調査、測量及び試験のために必要な測量杭、丁張材料等の消耗器材費である。</p> <p>調査、測量及び試験のために必要な文具費等である。</p> <p>調査、測量及び試験のために必要な機械器具（トランシット、レベル製図吊具及びこれに類する各種試験器具でその部品を含む。）の購入、修繕及び借上に要する経費である。</p> <p>調査、測量（設計業務を含む。）、試験等を委託（事務費等の間接経費を含む。）又は請負に付する場合の経費である。</p>

費目	科目		説明
	節	区分	
用地費 及 補償費			工事の施行に必要な土地等の買収費（都市再開発法第91条に規定する補償金等を含む。）、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代え直接施行する補償工事に要する費用を含む。）並びに土地 区画整理事業、市街地再開発事業、住宅 街区整備事業及び防災街区整備事業の施 行により工事の施行に必要な土地を造成 する場合における当該事業に要する費用 とする。
内 訳	公有財産 購入費		工事の施行に必要な土地等の購入費である。（国庫債務負担行為等による用地 先行取得制度により特別会計等から土地 等を購入する場合には特別会計等の使用 した事業費、利子等を含む。）
	負担金、補助金 及び交付金	負担金	工事に必要な事業用地を土地区画整理事業の施行により造成せしめた場合に、 当該土地区画整理事業の施行者に対し土地 区画整理法第120条の規定に基く負担 金として支出する経費である。都市再 開発法第121条、大都市地域における 住宅及び住宅地の供給の促進に関する特 別措置法第93条、密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第2 65条の規定による公共施設管理者負担 金の取り扱いについても、前記と同様と する。
	補償・補填 及び賠償金 原材料費 需用費 役務費	補償金	工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。 補助事業者が補償金にかえて、直接施 行する補償工事のための経費で、その内 容は本工事費の例に準ずる。

	<p>使用料及び 賃借料</p> <p>工事請負費</p> <p>代替費用 負担金</p> <p>委託料</p>		<p>補助事業者が施行するダム建設工事に伴う道路の付替工事に代えて、その費用の範囲内で地方公共団体等がダム周辺の山林保全を行うための当該山林の取得及び管理に係る費用を補助事業者が負担する経費である。</p> <p>用地買収及び補償の全部又は一部の施行を委託する経費（事務費等の間接経費を含む。）である。</p>
--	--	--	---

費目		科目		説明
		節	区分	
船舶及機械器具費				工事、測量設計に直接必要な機械器具、車輛（乗用車及びこれに類するものを除く。）船舶等の購入費、建造費、補修費（請負含む。）、借料、損料、保守点検費、保管料、運搬費（船舶保険料を含む。）、据付費、撤去費及び修理、製作に要する費用とする。
内	購入費	備品購入費	機械器具費	工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、車輛、器具及び工具類で、例えば、ブルドーザー、トラック、ワイヤ、スコップ、ツルハシ等の購入費である。
		需用費	消耗品費	工事施行に直接必要な消耗品的な小工器具で備品購入費で購入するもの以外の購入費である。
訳	運搬費	原材料費	工事材料費	機械器具等購入の際における駅渡等の場合の現場までの輸送費（据付費及び撤去費を含む。）及び修繕のための機械器具の輸送費である。
		需用費	消耗品費	
	役務費	通信運搬費		
	借上料	使用料及び賃借料		機械器具等の使用料又は賃借料である。
修繕費		需用費	修繕料	機械器具等の修繕料及び直営修繕の場合であって、機械器具等の修繕に必要な経費である。
		備品購入費	機械器具費	
		需用費	消耗品費	
		原材料費	燃料費	

費目	科目		説明
	節	区分	
換地諸費			土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会、換地処分及び登記に要する費用とする。
内	報 酬		土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する報酬である。
	旅 費		この費目から給与が支給される職員に対する日額旅費及び土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する旅費である。
	需 用 費		土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会及び登記に必要な経費である。
	役 務 費		
	委 託 料		
	使 用 料 及 び 賃 借 料		
	工 事 請 負 費		
訳	原 材 料 費		
	備 品 購 入 費		

費目	科目		説明
	節	区分	
権利変換諸費			市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会（組合施行の場合の審査委員を含む。以下同じ。）、防災街区整備審査会、権利変換に関する処分及び登記に要する費用並びに都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条第1項ただし書の規定に基づき事業者等が支払う地代の概算額とする。
内 訳	報酬 旅費 需用費 役員費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費 敷地使用料		<p>市街地再開発審査会委員及び防災街区審査会委員に対する報酬である。</p> <p>この費目から給与が支給される職員に対する旅費である。</p> <p>市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会、権利変換に関する処分及び登記に必要な経費である。</p> <p>都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条ただし書規定による地代である。</p>
管理処分諸費			市街地再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、管理処分計画、市街地再開発審査会、管理処分及び登記に要する費用とする。
内訳			(内容は権利変換諸費に準ずる。)

(備考)

1. 事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、当分の間、なお従前の例によることができる。
2. 現場技術業務等をコンサルタント等へ委託する場合の経費や、発注者、設計者及び施工者が工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有するために実施する協議に係る経費については、測量設計費から支弁することができる。

別表第4

指導監督交付金の費目の区分及び内容

費目	細目	説明
人件費	給料 職員手当 共済費	市町村に対する指導監督事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び都道府県が負担する共済組合負担金並びに保険料（本費目から給与が支弁される者に限る。）とする。
旅費	旅費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な普通旅費及び日額旅費とする。
庁費	賃金 共済費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（消耗品費、賃金（保険料を含む。）、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食料費（指導監督事務の遂行上特に必要な場合で出先を含む。）、備品購入費（指導監督事務の実施に直接必要な備品に限る。）、修繕費（前記備品購入費による備品の修繕に限る。））とする。

別表第5（第38関係）

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用 （補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所（同一の密集市街地総合防災計画に位置付けられた他の要素事業個所を含む。以下同じ。）における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること 	目的外使用により生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち補助金相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち補助金相当額
	無償	国庫納付（ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る補助金交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、時価評価額
交換（補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。） ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること 	交換差益額のうち補助金相当額

貸付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること 	貸付けにより生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち補助金相当額
	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	－
担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る補助金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、時価評価額
取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、新たに補助金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る補助金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）		国庫納付（ただし、新たに補助金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る補助金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

（備考）

1. 道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。
2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の補助金相当額を国庫納付すること。（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）